

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月20日

三朝町長

三朝町条例第4号

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前						
(費用弁償) 第6条 略 <u>(報酬及び費用弁償の不支給)</u> <u>第7条 国及び地方公共団体の常勤の職員</u> <u>が、特別職の職員として委嘱され、又は任</u> <u>命されている場合には、その者の報酬及</u> <u>び費用弁償は支給しない。ただし、その者</u> <u>の職務と関係がない場合については、こ</u> <u>の限りでない。</u>	(費用弁償) 第6条 略						
別表（第2条、第6条関係） <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>報酬の額</th><th>内国旅行の旅費</th></tr></thead></table>	区分	報酬の額	内国旅行の旅費	別表（第2条、第6条関係） <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>報酬の額</th><th>内国旅行の旅費</th></tr></thead></table>	区分	報酬の額	内国旅行の旅費
区分	報酬の額	内国旅行の旅費					
区分	報酬の額	内国旅行の旅費					

略		略
略	予算の範囲内 で町長が別に 定める額	三朝町職員等 の旅費に関する 条例(昭和45年 三朝町条例第67号) に規定する旅費の例 による。
マイクロ バス運転 士		
防災専門 員		
略		

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。